

桜島、口永良部島の噴火警戒レベル及び判定基準の 改定について

桜島、口永良部島の噴火警戒レベルを改定し、令和4年3月31日14時より運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を改定します。

桜島（鹿児島県）、口永良部島（鹿児島県）では、桜島火山防災協議会および口永良部島火山防災協議会における噴火警戒レベルの改定に関する協議の結果、別紙のとおり、各噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」等を改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和4年3月31日14時より運用を開始します。

併せて、噴火警戒レベルの判定基準を改定します。

今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

【噴火警戒レベル判定基準】

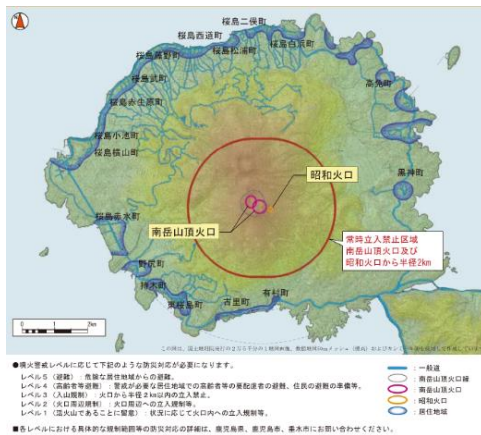
気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

【問合せ先】福岡管区気象台 気象防災部 地域火山監視・警報センター
電話：092-725-3606
鹿児島地方気象台 電話：099-250-9919

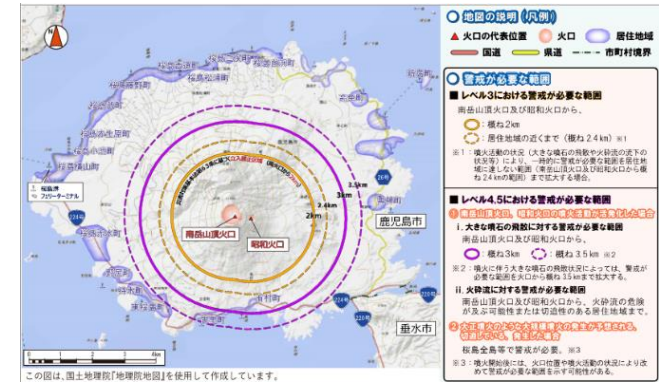
桜島の噴火警戒レベルの改定について

- 桜島では 2020 年6月4日の大きな噴石が火口から3kmを超えて飛散した事例を受け、火口から概ね 3.5km の警戒が必要な範囲を追加し、2021 年4月 25 日の噴火警戒レベル3の切り替え事例を受け、これまでの「火口から2km を超えた居住地域近くまでの範囲」を「火口から 2.4 km以内の範囲」と表記を改めました。
- 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

現行



改定後



現行	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和4年3月31日 14時まで)
レベル5	大きな噴石・溶岩流・火砕流: 南岳山頂及び昭和火口から概ね3km
レベル4	※大正噴火規模の噴火が予想される場合は全島に拡大する。
レベル3	大きな噴石・火砕流: 南岳山頂及び昭和火口から概ね 2km ※噴火活動の状況によっては居住地域近くまでの範囲に拡大する。
レベル2	火口周辺への立入規制等
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等

改定後	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和4年3月31日 14時以降)
レベル5	大きな噴石・溶岩流・火砕流: 南岳山頂及び昭和火口から概ね3km ※噴火活動の状況によっては概ね 3.5 kmに、また、大正噴火規模の
レベル4	噴火が予想される場合は全島に拡大する。
レベル3	大きな噴石・火砕流: 南岳山頂及び昭和火口から概ね 2km ※噴火活動の状況によっては概ね 2.4 kmに拡大する。
レベル2	火口周辺への立入規制等
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等

口永良部島の噴火警戒レベルの改定について

○口永良部島では、2014年8月以来、火山活動の盛衰があり、これらの活動を整理した知見から、2.5kmと4kmの警戒範囲を新たに設定しました。

○噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

現行



改定後



現行	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和4年3月31日14時まで)
レベル5	大きな噴石・溶岩流・火砕流: 居住地域まで
レベル4	
レベル3	大きな噴石・火砕流: 火口から概ね2km
レベル2	大きな噴石・火砕流: 火口から概ね1km(西側は概ね2km)
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等

改定後	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和4年3月31日14時以降)
レベル5	大きな噴石・溶岩流・火砕流: 火口から概ね2.5km(前田地区を対象) ※噴火活動の状況によっては概ね4kmに拡大する。
レベル4	
レベル3	大きな噴石・火砕流: 火口から概ね2km
レベル2	大きな噴石・火砕流: 火口から概ね1km(西側は概ね2km)
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等